

函館市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、楳法華支所を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 芥 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成29年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

榎法華支所

2 監査の対象

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

平成29年10月4日から平成29年12月25日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 現金出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（楸法華地区送迎サービス事業費）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，概ね適正に執行されていたが，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 支出事務（楸法華地区送迎サービス事業費）

業務委託における業者の選定は，函館市事務専決および代決規程（平成5年訓令第2号）により財務部調度課の個別専決事項とされ，同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて，法令等の規定による委託など一部の例外を除いては同課への回付を要するとされているところ，当該例外事項に該当しないにもかかわらず，回付をせずに楸法華支所にて業者選定を行っていたことから，規程等に則った適正な事務の執行を図られたい。

また，当該業務における送迎用車両については，自動車使用貸借契約に基づき市から受託者に貸与しているが，当該契約期間は業務委託契約の期間を超えて締結していたことから，業務委託契約と同期間とし，整合を図られたい。